

新型コロナウイルス感染症の影響で期限までに申告・納付が難しい場合 法人市民税の申告・納付期限の延長が可能です

古賀市では、国の取組や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、法人市民税の申告・納付期限を延長できることとしました。

【対象】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、申告・納付を期限内に行うことが困難な状況である法人
- ・法人税(国税)の申告において、申告期限を延長した、またはその予定である法人

【申告および納付が延長される期間】

法人税(国税)において延長した日と同日まで(申告書を提出することが可能になった時点から2カ月以内)

【申告および納付の延期の手続き】

申告書を提出する際に、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載して提出してください。

(eLTAX による申告の場合は、法人名称または所在地の欄に申告期限延長の旨記入)

【参考】

国税庁ホームページ

[「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税」の申告・納付期限の期限延長手続について](#)

お問い合わせ先

古賀市役所 市税課 市民税係

TEL 092-942-1126